

揖斐川町月夜谷ふれあいの里総合利用施設の設置及び管理に関する規則

平成 17 年 1 月 31 日

規則第 103 号

第1条 (趣旨)

この規則は、揖斐川町月夜谷ふれあいの里総合利用施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年揖斐川町条例第 134 号）第 11 条の規定に基づき、揖斐川町月夜谷ふれあいの里総合利用施設（以下「ふれあいの里」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

第2条 (利用制限)

管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは利用を認めない。

- 1 善良な風俗を乱し、公安を害するおそれがあるときは利用を認めない。
- 2 施設を損傷するおそれがあるとみとめられるとき。
- 3 前 2 号のほか、施設の管理運営上不適当と認められるとき。

第3条 (入場者の制限)

管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ふれあいの里への入場の許否又は退場を命じることができる。

- 1 感染性疾患又は精神の異常があると認められる者。
- 2 ふれあいの里内の秩序又は風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者。

第4条 (利用者の遵守事項)

利用者は、施設の利用に当って管理者の指示に従わなければならない。

また、**飲酒運転は絶対に認めない。**

第5条 (利用者の特別の設備等)

利用者は施設の利用にあたって特別の設備をもうけ、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

第6条 (その他)

この規則に定めるほか、ふれあいの里の管理運営について必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 1 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の月夜谷ふれあいの里総合利用施設管理及び運営に関する規則（平成 12 年久瀬村規則第 91 号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

コテージ宿泊約款

- 第1条 DoINAKA(株)が、宿泊者との間で締結する宿泊契約及び、これに関する契約は、この契約の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものです。
- 2 当館が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらずその特約が優先するものとする。
- 第2条 コテージに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を申し出ていただきます。
- 1 宿泊者名
 - 2 宿泊日及び到着予定時刻
 - 3 その他当館が、必要と認める事項
- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、このかぎりではありません。
- 第4条 当館は、次につげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 1 宿泊の申込みがこの約款によらないとき
 - 2 満室により客室の余裕がないとき
 - 3 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあるとき
 - 4 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - 5 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - 6 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき
- 第5条 当館は、次につげる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
- 1 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - 2 宿泊者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - 3 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - 4 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることの出来ないとき
 - 5 寝室での寝たばこ、消防施設等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したいときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
- 第6条 宿泊者は、宿泊日当日、センターハウス事務所フロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- 1 住所、氏名、電話番号
 - 2 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地、入国年月日
 - 3 出発日及び出発予定時刻
 - 4 その他当館が必要と認める事項
- 第7条 宿泊者がコテージを使用できる時間は、当館が定める時間までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当館は前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることが出来ます。
- (ア) 基本時間、午前11時より午後2時まで(契約時の確認書及び確認書に記載される時間)
- 1棟 3,240円 1人あたり 540円
- 第8条 宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当館の故意又過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
- 第9条 宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被った時は、当宿泊者は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

コテージ利用に際して 最終受付（チェックイン）は午後5時です。

- 1、受け付けの際に、郵送された予約受付確認書を管理事務所受付に提出下さい。
- 2、利用料金は、チェックインの際、現金でいただきます。
- 3、宿泊利用のチェックイン 15 時・チェックアウト翌日 10 時です。
- 4、申請時間以上の施設利用を許可無く行った場合、罰則金（宿泊料金）が自動加算されるうえ強制退出して頂きます。
- 5、コテージを利用する場合、申請書に**利用者すべての人数を記入**していただきます。申請以外の人数利用及び使用が発生された場合は、利用契約を解除し退出していただきます。
- 6、コテージのチェックアウトは、管理事務所受付まで、カギを申請時間内に返却していただきます。
- 7、コテージ利用者は、契約時間内の駐車は、第 2、第 3 駐車場に全てお停め下さい。
- 8、備品等電化製品は、天災、急な故障などの起因により使用できない場合がありますがご了承ください。
- 9、キャンセル料は、予約をした時点で対象と成ります。（利用料金表裏にて確認願います。）
- 10、コテージ退出時は、使用したシーツ等、寝具のカバーは全て剥がし、まとめて下さい。

《月夜谷ふれあいの里施設禁止事項》

*、飲酒運転

- 1、カラオケ
- 2、他のお客様に迷惑のかかる音
- 3、犬、猫、その他のペット類の入室
- 4、打ち上げ花火等火気（手持ち花火は指定場所で行えます。）
- 5、備え付けバーベキューサイト以外での火気の使用
- 6、近隣の山への入山・山野草の採取
- 7、園内の植物等採取
- 8、テント等の無断設営
- 9、社会的モラルに反する行為
- 10、営業時間外の釣り体験

くれぐれも良識の範囲内でご利用願います。

コテージのご利用時間は、

休憩の場合 午前 11 時～午後 2 時

宿泊の場合 午後 3 時～翌午前 10 時

契約の時間(チェックアウト)を過ぎると自動的に、**宿泊料金**(17,280 円もしくは 22,460 円) + **宿泊加算額**(人数×1,080 円)を足した金額を支払うこととなりますので、速やかに退出して頂きます。

発送書類(確認書等)は必ずお読み頂き、質問や御不明な点は、事前に管理事務所まで電話でお尋ねください。

最終受付は、午後 5 時です。

遅れる場合は必ず連絡願います。